コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　SAN HOLDINGS, INC.

最終更新日：2015年12月17日
燦ホールディングス株式会社
代表取締役社長　古内　耕太郎
問合せ先：IR担当　06-6226-0038
証券コード：9628
http://www.san-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4　議決権の電子行使、招集通知の英訳】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は持株数比率で5%程度と、相対的に低いと認識しており、今後20%以上となった時点で、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権行使プラットフォーム利用等）や招集通知の英訳を実施いたします。

【補充原則3-1-2　英語での情報の開示・提供】
当社株主における海外投資家比率の推移等の状況を勘案しながら、今後、英文決算短信の作成を検討いたします。

【補充原則4-2-1　健全なインセンティブ報酬の設定】
取締役の報酬は、以下の通り1.固定枠（基本報酬）に加え、業績と連動させた2.変動枠（賞与）及び中期の業績向上を目的とした3.株式報酬型ストックオプションを設定しております。
しかしながら、3.株式報酬型ストックオプションの付与実施の実績はありません。
なお、現在、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を報酬委員会に加え、2016年度以降の取締役報酬体系の検討に着手しております。
1.固定額（基本報酬）については、取締役：年額3億5千万円以内、監査役：年額5千万円以内の範囲内において決定します。
2.変動枠（賞与）については、支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（但し、1億円を上限とする）の範囲内において決定します。
3.ストックオプションについては、2009年6月の株主総会において年額1億円（かつ新株予約権800個）を上限として付与する。但し、現在のところ付与実施の実績はありません。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
現在、当社の独立社外取締役は1名ですが、これを2名とするよう、2016年開催の定時株主総会に向けて検討しております。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価と開示】
当社は、取締役会の構成や運営などについて分析・評価を行う仕組みを検討しており、2016年度よりその結果の概要を開示する予定です。

【原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表における資本効率目標等の設定】
当社グループは、前中期経営計画（2009年度～2011年度）の成果と事業環境の変化を踏まえ、2013年にビジョンの見直しを行いました。そして新ビジョンに沿った新たな中期経営計画（2013年度～2015年度）を策定し、最終年度である2015年度（2016年3月期）の経常利益率10%を目標指標として掲げました（営業収益191億円、経常利益20.3億円数値計画）。
その上で、決算説明会や株主総会等を通じ、株主に対して、業績内容や中期経営計画に基づく施策の進捗について説明し、中期経営計画と業績予想に乖離が発生した際は、その背景や内容についても説明を行っております。
経常利益率10%は2014年度（2015年3月期）に達成しました。2015年度は大規模会館のリニューアルが続く影響で減価償却費が増加するため10%を下回りますが、中期経営計画で取り組んだ公益社大阪本社基盤整備の成果により、特殊要因を除けば経常利益率10%を達成する利益体質となりました。
今後、低投資による会館出店・ローコストオペレーションの徹底、さらなるコスト削減、株主還元の強化、適切な負債の活用等によって、資本効率の向上を図ってまいります。目標値や具体的方策については、次期中期経営計画（2016年度～2018年度）公表時に合わせて公表する予定であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
政策保有に関する方針
1.政策保有株式に関する基本的な考え方
葬祭市場の変化を踏まえ当社は、当社グループにとって事業上重要な取引関係の維持・強化により当社グループの中長期的な企業価値の向上に資することを目的に、かかる取引先の株式を保有します。

2.保有意義の点検
政策保有株式については、取引関係の維持・強化の必要性と保有するリスクを定期的に点検し、必要と認められる場合、当該企業との対話等を通じ政策保有に係る判断を見直します。

3.議決権行使に関する基本方針
当社は、議決権の行使にあたって、当該企業の経営方針・戦略等を十分尊重した上で、当社グループにとって中長期的な企業価値の向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、当社取締役による関連当事者取引を取締役会の承認事項とし、取引の合理性（事業上の必要性）や取引条件の妥当性等について確認しております。
また、当社グループの役員に対し、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族（所有会社とその子会社含む）と当社もしくは当社子会社間の取引についてモニタリングを行うとともに、有価証券報告書において開示しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
1.会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社は、2009年4月に制定したグループの経営理念及び行動規範を当社ウェブサイトに開示しております。
http://www.san-hd.co.jp/ir/policy.html

また、現行の中期経営計画（2013年度～2015年度）の概要を当社ウェブサイトに開示しております。
http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_4.pdf

2.本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、透明性の高い経営姿勢を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最重要課題の一つと位置付けております。
企業統治の体制は、取締役会及び監査役会を中心に、経営会議、コンプライアンス委員会等で構築しております。
また、内部統制システムの構築は、財務報告の信頼性を確保するとともに、事業経営の倫理性・遵法性及び有効性・効率性を高めるために必要な組織の基盤と仕組みづくりであると考えております。「内部統制システム構築の基本方針」については、当社ウェブサイトに開示しております。
http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/151021_2.pdf
今後は、本コードの各原則の趣旨を踏まえ、自律的に対応することを通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

3.取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
＜方針＞
当社取締役の報酬は、基本報酬（固定枠）と賞与（変動枠）により構成されています。会社業績との連動性を確保し、職責や成果を反映した報酬体系としております。
特に賞与は、各期の連結経常利益をベースとし、配当、従業員の給与水準、他社の動向、過去の支給実績などを総合的に勘案の上、決定しております。

＜手続＞
役付取締役で構成する報酬委員会が原案を作成し、株主総会及び取締役会で審議を頂き決定しております。
基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額3億5千万円以内、監査役：年額5千万円以内）の範囲内において決定します。各取締役の基本報酬は、報酬委員会において当社の定める基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は監査役会の協議により決定します。
賞与については、定時株主総会の決議により、取締役の支払総額（支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（但し、1億円を上限とする）について承認を受けた上で、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌し、報酬委員会において決定します。なお、社外取締役及び社外監査役に対する賞与については、経営に対する独立性を確保するため支給しておりません。
ストックオプションについては、2009年6月の株主総会において年額1億円（かつ新株予約権800個）を上限として付与することにつき承認決議を受けているが、現在のところ付与実施の実績はありません。
なお、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を報酬委員会に加え、2016年度以降の取締役報酬体系の検討に着手しております。

4.取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
＜方針＞
的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点により総合的に検討し決定しております。
社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」）については、当社の事業・経営環境を理解し、幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言が期待できる人材を指名します。その際、次項の独立性判断基準も十分に勘案します。
社外役員について、当該候補者及び二親等以内の親族が現在または過去10年において次の各項目に該当しない場合、独立性があると判断します。
a 当社の主要取引先またはその業務執行者。
b 当社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）。
c 当社または当社子会社の業務執行者。
d当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）。
e当社の主要株主またはその業務執行者。
f 就任の前10年内のいずれかの時において当社またはその子会社の取締役であったことがある者。

＜手続＞
代表取締役が各方面より意見を聞き、業績、人格、見識などを総合的に勘案し、その責務に相応しい人物を人選します。人選結果について取締役会、監査役会に報告し意見等を聴取した後、株主総会及び取締役会で審議し決定します。
監査役選任については監査役会の同意を必要とします。

5.取締役会が上記4.を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
今後、個別の経営陣及び経営幹部の選任事案と取締役・監査役候補の指名事案について、上記4.に基づく選任・指名である旨の説明を行うものとします。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。
また、「職務分掌・権限規程」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確に定めております。
なお、取締役・執行役員の分掌（部門の担当）は、当社ウェブサイトにて開示しておりますので、以下URLをご参照ください。

役員職務分掌　http://www.san-hd.co.jp/aboutus/outline.html
組織図　http://www.san-hd.co.jp/aboutus/organization.html

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の選任にあたって、候補者は東京証券取引所が定める独立性基準に明らかに合致していることを前提といたします。

【補充原則4-11-1　取締役会の構成についての考え方、取締役の選任に関する方針・手続の開示】
当社の取締役会は、取締役5名、監査役（全員独立社外監査役）4名、独立社外取締役1名で構成しております。
それぞれが社会の変化や企業経営上の課題に対する識見を有し、多様でバランスのとれたバックグラウンドの人材から構成されております。
今後も引き続き従来の規模・考え方を踏襲していく予定ですが、独立社外取締役については2名となるよう、2016年開催の定時株主総会に向けて検討しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任の状況】
取締役及び監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知、有価証券報告書ならびに当社ウェブサイトにて開示しておりますので、以下URLをご参照ください。
http://www.san-hd.co.jp/aboutus/outline.html
なお、その兼任状況は当社の取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲にあると考えています。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示】
取締役・執行役員においては、より高いリーダーシップ力と経営戦略を培う能力を開発するため、外部機関などを活用し、経営スキルを習得する研修を実施しております。
また、監査役においても、各種セミナーや他業種との意見交換会に参加し、業務及び会計に関する監査スキルを習得しております。
さらに、社外取締役及び社外監査役に、当社グループ事業施設の見学をはじめ、当社が属する業界、当社の歴史、事業概要・財務情報・経営戦略、組織等について必要な情報取得のための機会を設けております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、以下のとおりであります。
1.IR担当取締役を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営幹部である経営企画部長、総務部長、経理部長がこれを補佐しております。
2.公表が必要な案件を漏れなく、遅滞なく発表できるよう、経営企画部の広報・IR担当者が、総務部、経理部等関係部門と適宜、今後の予定や発表準備などを共有しております。
3.決算説明会、株主向け説明会、投資家訪問などを開催、実施しております。
4.経営企画部のIR担当者が対話を通じて把握した株主や機関投資家の意見や反応などを取りまとめ、速やかにIR担当取締役をはじめ経営陣及び経営幹部と共有しております。
5.対話に関わる担当者に対し、インサイダー情報の管理に関する教育を実施しております。また、重要な未公表情報に関与する場合は案件毎に、会社と当該個人が秘密保持契約を事前に締結しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	349,900	5.75
株式会社公益社（京都）	305,700	5.03
銀泉株式会社	279,700	4.60
有限会社ブライト・ウェイ	200,000	3.29
久後 豊子	177,200	2.91

久後 陽子	159,803	2.63
久後 吉孝	159,800	2.63
久後 隆司	156,600	2.57
日本生命保険相互会社	144,000	2.37
播島 幹長	140,703	2.31

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社公益社(京都)は、当社子会社と同名の、本社を京都市に置く葬祭会社でありますが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
棚橋 康郎	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、eおよびのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棚橋 康郎	○	――	上場会社の取締役及びその関連会社の代表取締役を歴任、さらに、現在上場会社の社外取締役の任にあり、経営者として高い識見と豊富な経験を有すること。 また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	6	5	1	1	0	社内取締役

補足説明

当社は、報酬委員会に相当する任意の委員会として、燦ホールディングスの取締役、監査役、執行役員、並びに燦ホールディングスグループ会社の該当者の報酬と賞与を決定する機関を設置しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び内部監査室と会計監査人は、年間監査計画及び監査結果に関する協議、並びに経営又は内部統制に関する課題等について意見交換を定期的に行い、会計監査の有効性及び効率性を高めております。
また、監査役は年1回、会計監査人から監査報告を受けるほか、期中監査の際に、随時会計監査人と協議又は意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内藤 光昭	その他													
原田 雅俊	その他													
高橋 秀彰	公認会計士													
田村 茂	その他													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤 光昭	○	――	経理・内部統制分野での豊かな経験と幅広い知識、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
原田 雅俊	○	――	長年、会社経営者として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
高橋 秀彰	○	――	長年、公認会計士および税理士として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。
田村 茂	○	――	長年、会社経営者として培われた知識と豊かな経験、そして高い識見を有すること。また、「上場管理等に関するガイドライン」における独立性判断基準に全く抵触せず、明らかに「一般株主と利益相反が生じるおそれがない者」であること。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の向上を図ることを目的として実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

持株会社体制の下で、企業価値の向上に対して一定以上明確な責任と権限を有する者にインセンティブとしてストックオプションを付与できるものであります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年3月期実績 取締役に支払った報酬総額 226百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役を通じて定期的に(最低月1回、緊急性の高い情報は随時)社内情報を、適宜参考資料を付して提供しております。
また、取締役会議題の事前通知にとどまらず、資料の事前配付(但し、インサイダー情報に該当する重要事実は原則除外)に努め、監査役の判断の助けとなるようにしております。
さらに原則として月1回、グループ会社の代表者や各部の部長が、順次監査役に現状報告し、その後質疑応答・意見交換を行う場を設けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会が執行役員を中心とする業務の執行を監視・監督する一方、監査役会が個々の取締役の職務の執行および取締役会の意思決定を監査しております。また、監査法人による会計監査および内部統制監査のほか、内部監査室による内部業務監査および内部統制監査を実施しております。

株主・投資者等のステークホルダーからの信認をより一層強固なものにするため、経営の意思決定プロセスにさらに踏み込んだ監督・監査を可能にするものとして、社外取締役と監査役会等との連携によるコーポレート・ガバナンスを目指し、社外取締役を選任しております。
た。

事業計画の策定、組織機構の改編、各部門の業務運営の調整、その他経営に関する重要事項については、社長を議長とし、常勤の取締役、常勤監査役、常務以上の執行役員、本部長、その他必要に応じて執行役員等の関係者が出席して毎月「経営会議」を開催し、協議を行っております。

また、独立役員の確保の状況に関しましては、独立役員としての要件を満たす全ての社外監査役(4名)を届け出たほか、同じく独立役員としての要件を満たす社外取締役候補者 棚橋康郎氏を、第86期定時株主総会での社外取締役への選任を前提に、独立役員として届け出ました。したがって、当社は現状5名の独立役員を確保いたしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化することにより、監査役設置会社において現状のコーポレートガバナンス体制を採用しています

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年3月期に係る株主総会招集通知の発送日：平成27年6月3日
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年3月期に係る株主総会開催日：平成27年6月25日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ<http://www.san-hd.co.jp/utility/disclosure.html>に掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成28年3月期は年3回（第2四半期決算、第3四半期決算、年度決算）実施予定。うち年度決算および第2四半期決算については、代表者自らが説明	あり
IR資料のホームページ掲載	社長メッセージのほか、決算短信その他の適時開示資料、有価証券報告書、株主通信等を掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当役員および担当部署を設置（専任部署はなし）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループの「コンプライアンス行動規範・行動基準」に≪ステークホルダーとの適切な関係維持≫を、またグループの「経営理念・行動規範」に≪すべてのステークホルダーを人として尊重≫すべき旨を規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	葬祭子会社「株式会社公益社」において、グリーフサポートの「ひだまりの会」を運営
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループの「コンプライアンス行動規範・行動基準」に≪適正な情報の管理と開示≫について規定

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの構築は、財務報告の信頼性を確保するとともに、事業経営の倫理性・遵法性および有効性・効率性を高めるために必要な組織の基盤と仕組みづくりであると考えております。
平成18年5月18日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決定いたし、平成24年3月22日開催の当社取締役会及び平成27年10月21日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を決議いたし、以下の体制を整えております。

1.当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、100条第1項第5号ニ）

社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。

当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燦ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。

反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。

会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。

3.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ）

当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとその対応方法を文書化する。

リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関係する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。

4.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号、会社法施行規則第100条第1項第5号ハ）

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。
取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。

重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。

取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理の実施を行う。

5.当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号イ・ニ）

a.当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。

b.当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。

c.当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果をa.の担当取締役およびb.の責任者に報告し、a.の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号、第3号）

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

7.当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制（会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号）

当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

経営会議で報告・審議された事項
当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
毎月の経営状況として重要な事項
内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
重大な法令・定款違反
ヘルプラインの通報状況および内容
その他コンプライアンス上重要な事項

8.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。
通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

9.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。
また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．反社会的勢力との絶縁
　当社およびグループ各社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人、団体とは一切関わらない。特に、経営に携わるものはこのような勢力を恐れることなく、率先して襟を正した行動をとる。
暴力団等が、脅しをかけて不当な金銭的利益を得ようとする行為（民事介入暴力）に対しては、毅然とした態度で臨み、社員一人ひとりを孤立させずに組織的に対応していく。また、最大限、警察や法律家等の支援を得て地域で連帯して民事介入暴力撲滅に協力する。

2．反社会的勢力との取引の禁止
　当社およびグループ各社は、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき、暴力団排除条項を定めるとともに、お客様へ当該条項等への同意をいただく。万が一、お客様が反社会的勢力と判断された場合にはその取引をお断りするとともに、関係機関に届け出るなど適切な対応を行う。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成22年6月24日開催の第81期定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様の承認をいただきました。
旧プランは平成25年6月25日開催の第84期定時株主総会終結の時をもって有効期間を終了いたしますので、平成25年5月13日開催の取締役会において、その内容を一部改定の上、更新すること（以下改定後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、第84期定時株主総会において本プランについて当社株主の皆様のご承認をいただきました。本プランの有効期間は、第84期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（URL：http://www.san-hd.co.jp/ir/pdf/130513_0.pdf）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースにて開示しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

